

「普通預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> |

「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> |

「納税準備預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受け入れるなど、当金庫所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。</p> <p>(以下略)</p> |

「通知預金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1. ～2. 略</p> <p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消した(または証書と引換えの)うえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. ～2. 略</p> <p><b>3. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消した(または証書と引換えの)うえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> |

「各定期預金共通規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>1. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消した(または証書と引換えの)うえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> | <p><b>1. (証券類の受入れ)</b></p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消した(または証書と引換えの)うえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> |

「定期積金規定」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. 略</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> <p>(以下略)</p> |

「外貨普通預金規定（通帳式）」新旧対照表

(下線部分が改定箇所)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1. 略</p> <p>2. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のものとします。</p> <p>① 現金</p> <p>② 取引店を支払場所とする手形、小切手、配当金受領証等（以下「証券類」）のうち取引店で決済を確認したもの。</p> <p>③ 為替による振込金</p> <p>(2) 取引店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ、決済を確認した後受入れるものとします。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料を預金者へ請求するものとします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(3) 当金庫は、手形要件、小切手要件の白地を補充する義務を負わないものとします。</p> <p>(4) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要のあるものは預金者がその手続を済ませておくものとします。</p> <p>(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱うものとします。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1. 略</p> <p>2. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金に受入れできるものは次のものとします。</p> <p>① 現金</p> <p>② 取引店を支払場所とする手形、小切手、配当金受領証等（以下「証券類」）のうち取引店で決済を確認したもの。</p> <p>③ 為替による振込金</p> <p>(2) 取引店以外を支払場所とする証券類は、取立のうえ、決済を確認した後受入れるものとします。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料を預金者へ請求するものとします。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 当金庫は、手形要件、小切手要件の白地を補充する義務を負わないものとします。</p> <p>(4) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要のあるものは預金者がその手続を済ませておくものとします。</p> <p>(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱うものとします。</p> <p>(以下略)</p> |